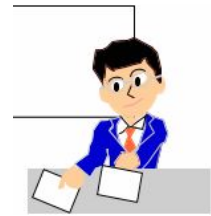


前略、社長様

高橋会計事務所通信 Vol.12(平成21年9月号)



発行 高橋会計事務所(毎月10日発行)

東京都阿田市森野2-27-12 ローゼンビルE号室

Tel: 042-721-2637 Fax: 042-721-6648

Topic

▶ 災害時の救済措置

中国・九州地方の記録的な豪雨や、東名高速を崩落させた東海地方の地震など、今年の夏も各地で自然災害が相次ぎました。

こうした自然災害により、企業の所有する資産が被害を受けた場合、税務上の救済を受けることができます。

▶ 評価損の損金算入

自然災害により、企業の所有する建物、機械、商品等が被害を受けた場合、その評価損を損金の額に算入できます。

ただし、災害にあわなかった場合の時価との差額を上限とします。



▶ 原状回復のための費用

(評価損を計上した資産を除く)被災した資産について、原状回復のために支出した費用は、修繕費として損金にすることができます。

▶ 二次災害を防ぐための費用

再び同じような被害を受けることが無いように行う補強工事などについても、修繕費とすることができます。

▶ 申告期限、納税の猶予

被災状況によっては、期限までに申告や納税を行うことができないケースも考えられます。

そうした場合には、所轄の税務署長に届け出ることで、申告期限、納税の猶予を受けることができます。

また、被災により事務処理能力が低下したことや、緊急の設備投資などのため、消費税簡易課税制度の選択適用・非適用を変更することもできます。

(山本)

Column

学習しないということ

人間は、学習する動物である。

はるか以前の話。

インスタントラーメンを食べようと思ったが、具なしは少し寂しい。

何か具になるものを探していると、乾燥わかめ（ふえるわかめ）があった。

出来上がったラーメンに入れてみる。少ないかなともう一つまみ。さらに一つまみ……。

わかめが戻ってびっくり仰天。どんぶりの表面がわかめで覆い尽くされている。かなり衝撃的な画であった。

乾燥わかめが戻るとこんなにも量が増えるとは。乾燥わかめを舐めていた。

はるか以前からかなり後日の話。

インスタントラーメンにわかめを入れようと思い立った。乾燥わかめがある。一つまみ、また一つまみ、前回失敗したときの量など覚えていないので、もう一つまみ。

そして、わかめが戻ってびっくり仰天。どんぶりの表面が黒い物体で覆い尽くされている。ラーメンが見えない……。

食べても食べても、わかめ又わかめのラーメンを食べながら「人間は学習する動物である」というのは間違いだろうと考えていた。

(駿馬)



編集後記

“夏が過ぎ 風あざみ”

井上陽水の有名な「少年時代」の歌詞ですが、風あざみという名の花は存在しないそうです。

秋風に吹かれるあざみに、心情を重ねたのでしょうか。

“青空に残された

私の心は夏模様”

「夏祭り」に「夢花火」、強いコントラストの残す余韻が、夏の終わりに感じる寂しさの理由なのかもしれません。

山本